



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年5月11日 No.454

勤務の取り扱いが全社員で統一するべきだ！

就業規則に違反していないのに、なぜ乗務員だけ就労が拒否されるのか

4月28日に開催した申第24号（業務用自動車を運転する場合の酒気帯び確認の実施等）の団体交渉において、経営側は『アルコール検査＝酒気帯び』とは断定できないことから、業務用自動車を運転する目的で業務指示をされていた社員は0.15mg/l未満であれば業務用自動車運転以外の業務はできるため、勤務は継続可能とする」と回答しました。

一方、列車や車両の乗務業務を指示された社員は、0.00mg/l以外は勤務の継続が認められず「不参」または「欠在」となっています。東日本ユニオンは「乗務以外の業務は可能である」として、全社員統一した勤務の取り扱いを求めました。

【出勤時】

列車、車両乗務員 0.00 mg/l 以外「不参」



【勤務開始後】

列車、車両乗務員 0.00 mg/l 以外「欠在」

（指導担当や管理者及び支社兼務社員が机上業務後短時間行路等を乗務する場合及び変形日勤等で急遽乗務する場合） 0.00mg/l 以外は勤務できない



【出勤時】

業務用自動車 0.15 mg/l 以上「不参」
（0.15 mg/l 未満 勤務継続）

【勤務開始後】

業務用自動車 0.15 mg/l 以上「欠在」
（0.15 mg/l 未満 勤務継続）

数値により勤務が可能

乗務員の勤務の取り扱いについて認識一致せず！

<経営側の認識>

- 乗務員は乗務を目的とした労務提供が前提であり、0.00 mg/l 以外は乗務できないことから不参としている。
- 飲酒に起因しない場合で、マウスウォッシュや歯磨き粉、飲食物などにより数値が出ている事例があることも認識している。業務用自動車については 0.15 mg/l 未満は勤務継続可能とした。
- 鉄道は指定された社員が乗務するが、自動車は他の社員でも運転できるため勤務の取り扱いは、厳格にはしていない。
- 則るものが違い、その中で取り扱いに一定の差異が出るのは致し方ない。
- 社員が不幸にならないように安心して働けるマネジメントを行っていく。

<組合側の主張>

- ◆業務指示で業務用自動車を運転するにあたり、0.15 mg/l 未満の数値の場合は運転以外の業務で勤務が継続できることから、乗務員も統一した取り扱いをするべきだ。
- ◆同じ就業規則であるのに矛盾が生じている。飲酒に起因しない数値により就労を拒否された社員もいる。これからは多様な働き方などで、他の業務で勤務の継続ができる。
- ◆検査数値の違いはあくまで罰則規定の違いであり、そもそも道路交通法、鉄道省令共に酒気を帯びての運転は禁止している。
- ◆同じ鉄道業としてお客様に乗って頂いている電車と自分で運転している車との違いはない。全ての業務における差は無い。
- ◆就業規則第18条の「酒気帯び」に該当していない社員が、なぜ第19条の「就業拒否」が適用されるのか納得できない。

就業規則の矛盾をなくし、理解、納得のできる取り扱いを求めていこう！